

新市の名称が

「館林市」に決まりました

館林市・板倉町合併協議会



館林さくらまつり (館林市)



たのもし 頼母子のシダレザクラ (板倉町)



# 第10号

平成30年(2018)3月1日発行

## 館林市・板倉町

# 合併協議会だより



館林市

板倉町

議案第31号	.....	P 2
議案第32号	.....	P 2~P 3
議案第33号	.....	P 3
議案第34号	.....	P 3~P 4
議案第35号	.....	P 4
議案第36号	.....	P 4~P 5

議案第37号	.....	P 5
協議第6号	.....	P 5~P 7
協議第8号	.....	P 7
協議第31号	.....	P 7~P 8
協議第35号	.....	P 8
協議第36号	.....	P 8

**第10回合併協議会が開催され、7議案の審議、5議案の協議（事前説明）が行われました**

平成30年1月24日、板倉町中央公民館大ホールにおいて、第10回合併協議会が開催されました。

はじめに、前回の合併協議会で協議（事前説明）が行われた7議案に

ついて審議が行われました。次に、第2回合併協議会で協議が行われた「地方税の取扱い」及び「特別職の身分の取扱い」の2議案について再度事前説明があったほか、「納

**第10回合併協議会で審議及び協議された内容**

審議事項	
議案第31号	【合併協定項目 3】新市の名称について
議案第32号	【合併協定項目 4】新市の事務所の位置について
議案第33号	【合併協定項目23-2】電算システム事業について
議案第34号	【合併協定項目23-3】広聴広報関係事業について
議案第35号	【合併協定項目23-25】文化・スポーツ振興事業について
議案第36号	【合併協定項目23-27】生涯学習事業について
議案第37号	【合併協定項目23-28】男女共同参画事業について
協議事項	
協議第6号	【合併協定項目 7】地方税の取扱いについて（継続協議）
協議第8号	【合併協定項目 11】特別職の身分の取扱いについて（継続協議）
協議第31号	【合併協定項目23-5】納税関係事業について（再協議）
協議第35号	【合併協定項目 5】財産及び債務の取扱いについて
協議第36号	【合併協定項目 12】条例、規則等の取扱いについて

**用語の説明**  
 「審議事項」…会長から提案し、合併協議会で審議・決定するものです。例：「議案第〇号」  
 なお、継続的な審議が必要な場合は「継続審議事項」として、次回以降も引き続き審議を行います。  
 「協議事項」…審議事項とする前に、事務局からの事前説明を行い、次回以降の合併協議会で審議・決定するものです。例：「協議第〇号」

税関係事業」の再協議など3議案について、次回以降の審議に向けた協議が行われました。

事務局から説明された内容と各委員からの質疑などについて、その概要をお知らせします。

**議案第31号**

**新市の名称について**

↓原案のとおり可決となりました

新市の名称を審議するにあたり、事務局から次のような説明がありました。

**《説明》**

新市の名称については丁寧な協議が必要であることから、前回の合併協議会において委員各位による意見交換を行いました。

委員からは「館林市」という名称は全国的に知名度が高い「名称を変更し、新たな名称とした場合の費用負担が懸念されるため、館林市が良い」という意見がありました。その結果を踏まえ、次のとおり具体的な調整方針をお示しします。

**【具体的な調整内容】**

新市の名称は、「館林市」とする。

審議の結果、出席した委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。



**委員からの意見（要旨）**

前回の合併協議会において合併の方式が編入合併に決定しました。その結果を勘案すれば、質疑応答は省略して決議するべきだと考えます。

**議案第32号**

**新市の事務所の位置について**

↓原案のとおり可決となりました

新市の事務所の位置を審議するにあたり、事務局から次のような説明がありました。

**《説明》**

新市の事務所の位置については丁寧な協議が必要であることから、新市の名称と同様に意見交換を行いました。委員からは「国や県の機関は全て館林市役所から5km圏内に位置しており、事務所の位置としては館林市役所が適当であると考えるが、板倉町民の住民サービスが低下しないようにじゅうぶんな検討をお願いしたい」という意見がありました。その結果を踏まえ、次のとおり具体的な調整方針をお示しします。

**【具体的な調整内容】**

新市の事務所の位置は、「館林市城町1番1号」とする。  
 なお、現在の館林市及び現在建築中の板倉町の庁舎の取扱いについては、合併協定項目13「事務組織及び機構の取扱い」においてあらためて協議する。

**委員からの意見（要旨）**

板倉町の新庁舎の取扱いは別の合併協定項目で協議されることの説明がありましたので、新市の名称と同様の理由から、質疑応答は省略して決議するべきだと考えます。

**議案第33号**

**電算システム事業について**

↓原案のとおり可決となりました

両市町では、職員の職務能率を向上させることで、より良い住民サービスを提供するために電算システムを導入しています。両市町で共通しているシステムについては館林市の例により合併時に統合しますが、導入システムが違うものや一方のみ導入しているシステムについては、今後調整し合併時までに統合します。



**議案第34号**

**広聴広報関係事業について**

↓継続審議となりました

**◆広報事業**

両市町では、市政・町政情報の発信媒体として、広報紙の発行や公式ホームページの運営を行っています。広報紙の発行については館林市では毎月2回（1月と8月は1回）発行していますが、板倉町では月1回発行しているため、館林市の例により合併時に統合します。なお、きめ細かな情報発信を行うために発行回数には館林市の例により増やしますが、発行回数増加に伴う配布については、行政区の理解を得ながら行います。

また、公式ホームページについては更新方法が異なるため、板倉町の例により合併時に統合しますが、合併後、新市のホームページとしてリニューアルしたうえで公開します。

**委員からの意見（要旨）**

協議の全体に言えることですが、私たち委員が理解すると同時に、住民へも説明をしなければなりません。専門部会や幹事会での協議過程や統合・再編と

スの向上につながりますが、配布については両市町で苦労しています。配布方法について、行政区に依頼する以外の方法があるのでしょうか。また、「行政区の理解を得ながら」とは、具体的にどのようなことでしょうか。

### A 専門部会からの回答(要旨)

広報紙の配布方法については、全国の自治体が苦慮しています。新聞の折り込みや外部への委託、郵送などの方法が考えられますが、費用と効果の面から行政区に配布をお願いしています。

また、行政区から理解を得るために、今後協議の場を設け、意見を伺いたいと考えています。

### 委員からの意見(要旨)

区長などの役員の受け手が少ない中で、広報紙を月2回配布することは大きな負担です。調整方針に「行政区の理解を得な

がら」とあるとおり、区長の意見などを聞きながら進めていたいただきたいと思います。

### 副会長からの意見(要旨)

情報を細かく発信することは大切ですが、両市町で広報紙を配布しているかたがたから心配の声が出ています。この場で結論を出すのではなく、慎重に対応すべきではないでしょうか。



### ◆広聴事業

両市町では、広聴事業として「陳情要望」パブリックコメント「住民の声」といった3つの事業を実施しています。それぞれ目的などは同様ですが、陳情要望とパブリックコメントについては事務取扱方法が異

### 委員からの意見(要旨)

他市の例では、合併後、合同ではなく各地域で成人式を行っているところもあります。合併したからといって、全て一緒にではなく、柔軟性をもって対応してもよいのではないかと思います。

### 会長からの意見(要旨)

成人式の会場については、1か所に限定することなく、柔軟に検討したいと考えます。

### ◆公民館業務に関すること

館林市は11館、板倉町は4館の公民館を運営しています。業務内容や開館時間、休館日などが異なるため、地域住民の利便性や必要性を考慮し合併時に再編します。

### ◆青少年センター

館林市は、青少年の非行を防止し健全な育成を図るため、館林市青少年センターを設置しています。合併時は現行のとおりとし、館林市の例

なっているため、館林市の例により合併時に統合します。また、住民の声については館林市のみ市民の管理システムを導入しているため、館林市の例により合併時に統合します。

### Q 委員からの質問(要旨)

市民の管理システムとはどのようなものなのでしょうか。

### A 専門部会からの回答(要旨)

市民の管理システムは、市民からの意見や要望の受付から対応結果までの進捗状況を管理するとともに、情報をデータベース化するシステムです。事務の効率化が図れるとともに、進捗状況も把握できます。また、全職員が内容を閲覧できるので、情報の共有化や事務改善につなげることもできます。

### 議案第35号

文化・スポーツ振興事業について

により合併後に統合します。

### 議案第37号

男女共同参画事業について

↓原案のとおり可決となりました

### ◆男女共同参画基本計画

館林市は、男女が共に個性と能力を発揮し、いきいきと活躍する社会を目指すために男女共同参画基本計画を策定しています。合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定します。

### ◆男女共同参画事業

館林市は、啓発講演会や人材育成セミナー、情報紙の発行など、男女共同参画に関する事業を実施しているため、館林市の例により合併時に統合します。

### 協議第6号

地方税の取扱いについて(継続協議)

↓次回以降の審議事項となりました

↓原案のとおり可決となりました

### ◆文化財の保護と管理に関すること

館林市指定文化財は35件、板倉町指定文化財は58件あります。維持管理方法や文化財保存事業などが異なるため、合併時に再編します。ただし、指定文化財については現行のとおり新市において継承します。

### ◆生涯スポーツ振興計画

館林市は、地域や学校、企業、関係団体など全ての人たちが生涯を通じて気軽にスポーツを親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指すために、生涯スポーツ振興計画を策定しています。合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定します。

### 議案第36号

生涯学習事業について

↓原案のとおり可決となりました

### ◆社会教育関係団体の支援及び連絡調整

両市町では、各種団体が主体的な活動ができるように助成や指導、助言などの支援を実施しています。団

両市町の個人市町民税や法人市町民税など9項目について、事務局から次のような説明がありました。

### 《説明》

### ◆個人市町民税

両市町の個人市町民税の税率は均等割が3,500円、所得割が6%であり、非課税の内容も同様ですが、普通徴収の第4期の納期及び減免対象者の表記方法が異なります。

### 【具体的な調整内容】

税率及び非課税については同一のため現行のとおりとしますが、普通徴収の第4期の納期及び減免については館林市の例により合併時に統合します。

### ◆法人市町民税

両市町の法人市町民税の税率は法人税割が12・1%と同様ですが、均等割が異なっており、館林市が板倉町の1・2倍の税率となっています。なお、減免の対象は両市町とも同様です。

### 【具体的な調整内容】

税率については均等割が異なるため、館林市の例により合併時に統合

体の形態や組織、補助対象となる団体が異なるため、館林市の例により合併時に統合します。

### ◆成人式

両市町の成人式については開催方法や運営などが異なるため、館林市の例により合併時に統合します。



### Q 委員からの質問(要旨)

成人式について、館林市は文化会館大ホール、板倉町は東洋大学板倉キャンパスで開催しています。館林市の例により合併時に統合した場合、文化会館大ホールに両市町の新成人や保護者、来賓などを収容できるのでしょうか。

### A 事務局からの回答(要旨)

保護者がどの程度参加されるのかにもよりますが、両市町の新成人は全員収容できると考えています。

します。ただし、板倉町内の法人に  
対しては、合併年度及びこれに続く  
3年度以内は不均一課税（現行のと  
おり）とし、その後、館林市の例に  
より統合します。また、減免につい  
ては同一であるため現行のとおりと  
します。

※合併特例法により、板倉町内の法  
人に対しては合併後最大5年間の  
不均一課税が可能ですが、法人に  
対する周知期間として、3年度以  
内の不均一課税としました。

#### ◆固定資産税

両市町の固定資産税の税率は1・  
4%であり、免税点や減免の対象も  
同様ですが、第4期の納期が異なり  
ます。また、板倉町のみ一定の要件  
に該当する事業者に対し、課税免除  
や不均一課税を行っています。

#### 【具体的な調整内容】

税率、免税点及び減免については  
同一のため現行のとおりとしますが、  
納期については第4期が異なるため、  
館林市の例により合併時に統合しま  
す。また、板倉町が行っている課税  
免除・不均一課税については合併時  
に廃止します。ただし、合併時にお  
いて課税免除・不均一課税を受けて

いる、または要件を満たしている事  
業者については、引き続き特例を適  
用します。

#### ◆軽自動車税

両市町の軽自動車税  
の税率については同様  
ですが、納期及び減免  
の対象が異なります。



#### 【具体的な調整内容】

税率については同一であるため、  
現行のとおりとしますが、納期につ  
いては板倉町の例により合併時に統  
合します。また、減免については対  
象が異なるため、館林市の例により  
合併時に統合します。

#### ◆市町たばこ税

両市町のたばこ税の税率について  
は同様です。

#### 【具体的な調整内容】

市町たばこ税については同一であ  
るため、現行のとおりとします。

#### ◆鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採の事業を行  
う鉱業者に課税されるものです。館  
林市には規定がありますが、板倉町  
にはありません。

#### 【具体的な調整内容】

鉱産税については、現在、課税対  
象はありませんが、館林市のみ税率  
例に規定があるため、館林市の例に  
より合併時に統合します。

#### ◆特別土地保有税

特別土地保有税は、一定規模以上  
の土地の所有や取得に課税されるも  
のです。両市町ともに平成15年度の  
税制改正によって新規課税は停止さ  
れており、徴収猶予案件もありません。  
【具体的な調整内容】  
特別土地保有税については、現行  
のとおりとします。

#### ◆入湯税

入湯税は、鉱泉浴場における入湯  
に対し入湯客に課税されるものです。  
館林市には規定がありますが、板倉  
町にはありません。

#### 【具体的な調整内容】

入湯税については、課税対象はあ  
りませんが、館林市のみ税率例に規  
定があるため、館林市の例により合  
併時に統合します。

#### ◆都市計画税

都市計画税は、固定資産税とは別

に市街化区域内の土地及び家屋にか  
かる税金で、都市計画事業や土地区  
画整理事業などに要する費用に充て  
られるものです。館林市では、0・  
3%の税率で課税していますが、  
板倉町では課税していません。

#### 【具体的な調整内容】

都市計画税については、館林市の  
み課税しているため、館林市の例に  
より合併時に統合します。ただし、  
板倉町の市街化区域内については、  
合併年度及びこれに続く5年度以内  
は課税しないこととし、その後、館  
林市の例により統合します。

※合併特例法によ

り、板倉町の市  
街化区域内に都  
市計画税を課税  
しない期間は、  
合併後最大5年  
度以内と定めら  
れています。



#### Q 委員からの質問（要旨）

板倉町において都市計画税が  
課税となる対象人数と税額、面  
積はどの程度なのでしょうか。

ら選出します。

#### 協議第31号

#### 納税関係事業について（再協議）

↓次回以降の審議事項となりました

前回の合併協議会において納税関  
係事業の事前説明を行いました。が、  
標識弁償金の資料に一部誤りがあっ  
たため、あらためて説明が行われま  
した。

#### 《説明》

#### ◆標識弁償金

前回の合併協議会において、原動  
機付自転車及び小型特殊自動車の廃  
車による標識（ナンバープレート）  
返納を受け付ける際に、毀損や紛失  
などにより標識を返却できない場合  
には、板倉町は一件につき200円  
の弁償金を徴収しているのに対し、  
館林市では徴収していないと説明し  
ましたが、館林市も一件につき10  
0円を徴収しています。

#### 【具体的な調整内容】

標識弁償金については、実費負担  
の適切な水準を確保するため、板倉

#### A 事務局からの回答（要旨）

平成29年度の試算で、対象者  
は2,640人、税額は8,45  
3万円、面積は395haです。

#### Q 委員からの質問（要旨）

都市計画税の性質には受益者  
負担があると思います。現時点  
では、板倉町において都市計画  
事業は実施されておらず、実施  
の予定もないと聞いています。  
合併後5年を経過すると都市計  
画税が課税されることになりま  
すが、都市計画事業が実施され  
ないのでは納付できない納税者  
もいるのではないのでしょうか。

#### A 事務局からの回答（要旨）

合併後、新市の都市計画マ  
スタープランを策定し、既成市街  
地を再構築するという考え方の  
もと、既存商店街の面的整備や  
都市計画道路の沿道の整備など

を事業化できるよう検討したい  
と考えます。

#### 協議第8号

#### 特別職の身分の取扱いにつ いて（継続協議）

↓次回以降の審議事項となりました

両市町の常勤特別職、行政委員会  
及び行政委員と附属機関等の委員及  
びその他の特別職の2項目について  
事務局から次のような説明がありま  
した。

#### 《説明》

#### ◆常勤特別職、行政委員会及び行政委員

両市町には、常勤特別職や議会議  
員がいるほか、教育委員会委員や監  
査委員、農業委員会委員などの行政  
委員がいます。

#### 【具体的な調整内容】

板倉町の常勤特別職（町長・副町  
長・教育長）は合併の日の前日をも  
って失職します。ただし、議会議員  
については、合併協定項目6「議会

の議員の定数及び任期の取扱い」に  
おいて別途協議します。

また、板倉町の行政委員会及び行  
政委員についても、合併の日の前日  
をもって失職しますが、館林市の行  
政委員会及び行政委員の定数増が必  
要な場合は、合併時までに調整する  
とともに、合併後の委員改選時など  
においては、新市全域から選出しま  
す。ただし、農業委員会については、  
合併協定項目10「農業委員会の取扱  
い」において別途協議します。

#### ◆附属機関等の委員及びその他の特別職

両市町には、附属機関等（審議会・  
委員会など）の委員やその他の特別  
職（統計調査員や交通指導員など）  
がいます。

#### 【具体的な調整内容】

板倉町の附属機関等の委員やその  
他の特別職については、基本的に合  
併の日の前日をもって失職しますが、  
新市においても引き続き設置する必  
要があるものについては館林市の制  
度として定めます。

なお、館林市の附属機関等の委員

の定数増が必要な場合は合併時まで  
に調整するとともに、合併後の委員  
改選時などにおいては、新市全域か

町の例により合併時に統合します。

### 協議第35号

#### 財産及び債務の取扱いについて

↓次回以降の審議事項となりました

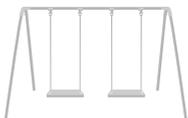
両市町の財産及び債務の取扱いについて、事務局から次のような説明がありました。

#### 《説明》

両市町には、本庁舎や学校、公園、出資による権利などの公有財産や公用車などの物品、基金があるほか、地方債などの債務があります。

#### 【具体的な調整内容】

板倉町が所有する財産及び債務は、全て館林市に引き継ぎます。



### 協議第36号

#### 条例、規則等の取扱いについて

↓次回以降の審議事項となりました

両市町の条例、規則等の取扱いに

ついて、事務局から次のような説明がありました。

#### 《説明》

館林市の例規集に搭載されている条例や規則などは1,031件あり、板倉町は628件あります。

#### 【具体的な調整内容】

条例、規則等の取扱いについては、館林市の例により合併時に統合します。ただし、各種事務事業の調整方針により、関係する条例及び規則などについては、その調整結果を踏まえて改正などを行います。

#### 《合併協議会を傍聴できます》

#### 第12回館林市・板倉町合併協議会

日時 3月26日(月) 午後2時から

会場 館林市文化会館小ホール

※会議資料は、事前に合併協議会ホームページに掲載します。資料が必要な場合は、印刷のうえご持参ください。



### 表紙の写真

#### 『館林さくらまつり』(館林市)

市内3会場で開催される「館林さくらまつり」は、毎年多くの人で賑わいます。特に、桜の名所である市役所周辺の鶴生田川では、両岸に満開の桜並木が連なり、雄大に泳ぐこいのぼりと競演を楽しむことができます。また、ボンボリが点灯する夕方からは、ライトアップされた幻想的で美しい夜桜を見ることができます。

と き：平成30年3月25日(日)～4月8日(日)

と ころ：①館林市城町の鶴生田川両岸、②多々良保安林、③近藤沼公園

※ボンボリの点灯時間は、①②は午後10時まで、③は午後9時までです

#### 『頼母子のシダレザクラ』(板倉町)

海老瀬頼母子の薬師堂にあるシダレザクラは、推定樹齢250年、高さ約16m、幹の周り約2.5m、枝幅約9mの巨木で、3月下旬から4月上旬にかけて淡紅白色の花を咲かせます。弘法大師が諸国行脚でこの地を訪れ、手にしたつえを地面にさしておいたところ、不思議にも根がはり、見事な花を咲かせたという伝説が残されています。

と き：3月下旬～4月上旬

と ころ：板倉町海老瀬 5959番地の1 (板倉東洋大前駅の北東約400m)



合併協議会ホームページでは、協議会の資料などを公開しています。協議の状況や会議録を掲載していますので、ご覧ください。また、館林市及び板倉町の公式ホームページにも両市町の広報紙をはじめ、さまざまな情報が掲載されていますので、ご覧ください。

<http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>

館林市・板倉町合併協議会

検索

